

南区堀ノ内町の建築基準法違反の工事現場の関係者に対して 是正措置命令を発令しました

南区堀ノ内町の建築基準法違反の建築工事現場について、これまで建築主及び工事施工者に対して是正するよう指導してまいりましたが、是正されないため、平成29年12月13日付けで、建築基準法第90条において準用する同法第9条第1項の規定に基づき是正措置命令を発令しました。また、標識を現地に設置します。



1 計画建築物の概要

| | |
|-------|------------------------|
| 建築主 | 有限会社ベイサイド 代表取締役 鈴木 俊二 |
| 工事施工者 | 株式会社コスモテック 代表取締役 中田 敏美 |
| 所在地 | 南区堀ノ内町2丁目260番及び260番の12 |
| 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途 | 一戸建ての住宅及び附属車庫 |
| 構造 | 木造一部鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 地上2階 地下1階 |
| 棟数 | 5棟 (I～V号棟) |

2 違反の条項

| | |
|------|-----------------------|
| 違反条項 | 建築基準法第90条(工事現場の危害の防止) |
|------|-----------------------|

3 措置命令の内容

| | |
|-------|--|
| 命令内容 | 建築工事現場及び隣接地の法面において安全措置を行うこと。 また、措置を行う前に、是正計画書を提出すること。 |
| 命令発令日 | 平成 29 年 12 月 13 日 |
| 履行期限 | 平成 30 年 9 月 14 日 |

4 主な指導経過

| | |
|------------------|--|
| 平成 22 年 4 月 17 日 | 根切り工事により、一部斜面が崩落 |
| 9 月 27 日 | 工事現場及び上部の隣接地も含めて斜面が崩落 |
| 10 月 15 日 | 建築基準法第 9 条 2 項に基づく通知を交付 |
| 10 月 22 日 | 是正措置命令（履行期限：平成 22 年 12 月 17 日） 【違反条項】 ・法第 90 条（工事現場の危害防止措置） ・令第 136 条の 3（根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止） |
| 11 月 18 日 | 施工者による法面保護（モルタル吹き付け、ロックボルト設置） 工事の開始 |
| 平成 23 年 8 月末 | 施工者による応急保護工事の完了 |
| ） | 事情聴取・電話・命令履行勧告等の文書により継続指導 |
| 平成 27 年 4 月 23 日 | 根切り工事により、一部斜面（地盤）が崩落 |
| 5 月 1 日 | 施工者による応急保護工事の完了 |
| ） | 事情聴取・電話・命令履行勧告等の文書により継続指導 |
| 平成 29 年 5 月 18 日 | 建築主・施工者に是正勧告書を送付 |
| 6 月 26 日 | 施工者から事情聴取 |
| 7 月 5 日 | 建築主・施工者に是正勧告書を送付 |
| 7 月 10 日 | 建築主・施工者から事情聴取 |
| 8 月 4 日 | 建築主・施工者から事情聴取 |
| 11 月 7 日 | 建築主・設計者から事情聴取 |
| 11 月 14 日 | 建築基準法第 9 条 2 項に基づく通知を送付 |

5 今後の対応

当該命令を発令した旨を市報に登載するとともに、横浜市建築局違反对策課のホームページにもあわせて登載し、命令の履行を強く求めてまいります。

| | | |
|-----------|------|----------------------|
| お問合せ先 | | |
| 建築局違反对策課長 | 曾根 進 | Tel 045 - 671 - 3855 |